

大切な選挙 必ず投票しましょう

4月10日(日) 埼玉県議会議員一般選挙

4月24日(日) 行田市議会議員一般選挙
行 田 市 長 選 挙

の投票日です

～投票時間は午前7時から午後8時まで～

わが国では、主権をもつ国民が選挙を通じて代表者を選出し、その代表者が政治を行う間接民主制がとられています。このため、選挙が正しく行われ、最もふさわしい代表者を選ぶことが重要です。

今年は、統一地方選挙（埼玉県議会議員一般選挙、行田市議会議員一般選挙および行田市長選挙）と埼玉県知事選挙が予定されています。明るくきれいな選挙を通じて、有権者としての私たちの意思を正しく政治に反映させるために、ぜひ投票に行きましょう。

投票できる方

今回の選挙で投票できる方は、次の要件を備えている方です。

県議会議員選挙

- 日本国籍を有する方
- 平成3年4月11日以前に生まれた方
- 平成22年12月31日以前から行田市に住所を有している方
※平成23年1月1日以降に埼玉県内の他の市町村に転出した方（1回のみ住所移転に限る）で、行田市の選挙人名簿に登録されている方は、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」があれば、行田市で投票できますので問い合わせください。
- 選挙人名簿に登録されている方

市議会議員選挙

および市長選挙

- 日本国籍を有する方
- 平成3年4月25日以前に生まれた方
- 平成23年1月16日以前から行田市に住所を有している方
- 選挙人名簿に登録されている方

投票所「入場券」は郵便で

投票所「入場券」は、いずれの選挙も告示日に合わせて各家庭に郵便で届けられます。入場券は、投票所の混雑緩和のために発行するもので、万一、届かなかったり、紛失したとしても選挙権のある方は、投票することができます（入場券が届いていても、転出などにより投票できない場合があります）。

※入場券を紛失してしまった方は、投票日当日に投票所の係員に申し出てください。

※今回の選挙から入場券の様式が変更され、封書形式となりました。投票の際は、開封して入場券を切り離し、それぞれ本人の分をお持ちください。

投票所

投票は、入場券に印刷してある投票所で行ってください。なお、次の期日以降に市内で住所を変更した場合、前の住所における投票所での投票となりますのでご注意ください。

【埼玉県議会議員一般選挙】3月22日(火)

【行田市議会議員一般選挙・行田市長選挙】4月6日(水)

※転居されたときは、入場券が届かない場合があります。転居されるときには郵便局に届け出を行ってください。

間違えないでください 投票の順序

投票の順序

4月24日は、市議会議員選挙と市長選挙が同時に行われます。

《投票の順序》①市議会議員選挙 ⇒ ②市長選挙